

第2章 安全衛生管理体制

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 事業者は、常時100人以上の労働者を使用する事業場においては、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者の指揮をさせるとともに、法令で定める業務を統括管理させなければならない。

2 総括安全衛生管理者の選任に当たっては、事業場においてその事業の実施を統括管理する者を充てなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生法第10条、労働安全衛生規則第2条）

総括安全衛生管理者は、事業場の活動と一体となった安全衛生活動を展開するために一定の業種、規模に応じて選任するようになっています。

産業廃棄物処理業は、清掃業に位置づけられますので、常時使用する労働者の数が100人以上の場合に選任する必要があります。

なお、選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、選任したときは、遅滞なく労働基準監督署長に選任報告書を提出することになっています。

2 職務

(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(安全管理者)

第6条 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、法令で定める資格を有する者のうちから安全管理者を選任し、その者に法令で定める安全に係わる技術的事項を管理させなければならない。

2 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちにその危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えるなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生法第11条、労働安全衛生法施行令第3条、労働安全衛生規則第4条）

安全管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、選

任したときは、遅滞なく労働基準監督署長に選任報告書を提出することになります。

2 資格要件（労働安全衛生規則第5条）

- (1) 大学において理科系の課程を修めて卒業し、その後3年以上の産業安全に関する実務経験を有する者（理科系の課程以外の場合には5年以上）
- (2) 高等学校において理科系の学科を修めて卒業し、その後5年以上の産業安全に関する実務経験を有する者（理科系の学科以外の場合には8年以上）
- (3) 労働安全コンサルタント
- (4) 10年以上の産業安全に関する実務経験を有する者

3 安全に係わる技術的事項の職務（労働安全衛生法第10条）

- (1) 労働者の危険を防止するための措置に関すること
- (2) 労働者の安全のための教育の実施に関すること
- (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項

4 安全管理者の巡視及び権限の付与について（労働安全衛生規則第6条）

安全管理者は、労働安全衛生法により事業場における労働災害防止の要として位置づけられています。職場を巡視することは、安全管理をする上で基本事項であり、事業者は、その職務を遂行するために必要な権限を安全管理者に付与する必要があります。

（衛生管理者）

第7条 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、都道府県労働局長の免許を受けた者その他法令で定める資格を有する者のうちから衛生管理者を選任し、法令で定める衛生に係わる技術的事項を管理させなければならない。

- 2 卫生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えるなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生法第12条、労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条）

衛生管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、選任したときは、遅滞なく労働基準監督署長に選任報告書を提出することになります。

2 資格要件（労働安全衛生規則第10条）

衛生管理者の免許には、第1種衛生管理者免許、第2種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許の3種類がありますが、産業廃棄物処理業における衛生管理者は、第1種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は以下に掲げる者から選任する必要があります。なお、免許は、都道府県労働局長又は指定試験機関の行う試験に合格した者に与えられます。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 労働衛生コンサルタント
- (4) その他厚生労働大臣が定める者

3 衛生管理者の職務の具体的な事項（労働安全衛生法第10条）

- (1) 健康に異常のある者の発見及びその処置に関すること
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること
- (5) 労働衛生教育、健康相談等の労働者の健康保持に必要な事項に関すること
- (6) 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること
- (7) その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること等

4 衛生管理者の巡視及び権限の付与について（労働安全衛生規則第11条）

衛生管理者についても、安全管理者の場合と同様に、労働衛生管理の要として位置づけられており、職場を巡視することは、労働衛生管理をする上で基本事項となります。事業者は、その職務を遂行するために必要な権限を衛生管理者に付与する必要があります。

（安全衛生推進者）

第8条 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、法令で定めるところにより、安全衛生推進者を選任し、第6条及び第7条の安全及び衛生に係わる技術的事項（又は衛生に係わる業務）を担当させなければならない。

2 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生規則第12条の2）

労働安全衛生法においては、労働者数が50人未満の事業場については、安全管理者、衛生管理者の選任の義務はありませんが、事業場の規模が小さいほど、

労働災害の発生率が高い傾向にあり、小規模事業場であっても、適切な安全衛生管理を行うことが極めて重要です。

このため、事業場の規模が10人以上50人未満で、安全管理者の選任を要する業種の事業場では安全衛生推進者を、それ以外の事業場にあっては衛生推進者を選任にすることになっています。産業廃棄物処理業では、安全衛生推進者を選任する必要があります。

安全衛生推進者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければいけません。

2 資格要件（労働安全衛生規則第12条の3）

安全衛生推進者は、次の基準により、業務を担当するために必要な能力を有すると認められた者のうちから選ばなければなりません。

- (1) 大学、高等専門学校等を卒業後1年以上の安全衛生の実務経験者
- (2) 高校を卒業後3年以上の安全衛生の実務経験者
- (3) 5年以上の安全衛生の実務経験者
- (4) 厚生労働省労働基準局長が定める講習修了者
- (5) 安全管理者等の上位資格者

注： 実務経験は、必ずしも安全衛生関係部署における安全衛生業務に限定するものでなく、ラインの管理又は監督的立場での安全衛生管理業務、健康診断、安全衛生教育に係わる事務を行うことも含まれます。

3 職務（安全衛生法第12条の3）

業務は、安全管理者、衛生管理者と同様の内容ですが、一定の衛生の実務経験のある安全管理者等は文字どおり「管理」する立場であるのに対し、安全衛生推進者はこれらの業務を「担当」する立場であり、安全衛生管理は事業者自ら責任をもって行う必要があります。

4 氏名の周知（安全衛生規則第12条の4）

安全衛生推進者等の選任については、届け出は義務付けられていませんが、事業場において、誰が安全衛生推進者であるか明示しておく必要があります。

（小規模事業場における安全衛生スタッフの選任）

第9条 事業者は、常時10人未満の労働者を使用する事業場においては、第8条の安全衛生推進者に準じて、その職務を担当する安全衛生スタッフを選任しなければならない。

解説：

常時10人未満の労働者を使用する事業場については、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の選任は義務付けられていませんが、事業者自らがすべての安全衛生の業務を行うことは、実際面で困難です。労働安全衛生対策を確実に実施

するためには、安全衛生の職務を担当するスタッフを選任し、職務を遂行させることが必要です。

(産業医)

第10条 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、法令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、法令で定める労働者の健康管理等の事項を行わせなければならない。

- 2 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、産業医に対し、法令で定める健康管理等の事項をなし得る権限を与えるなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生規則第13条）

産業医は、業種を問わず50人以上規模の事業場に選任の義務があります。なお、選任の事由が発生した日から14日以内に選任しなければいけません。

2 資格要件（労働安全衛生規則第14条）

- (1) 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した者
- (2) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
- (3) 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師（常勤の者に限る。）の職にあり、又はあった者。

3 職務（労働安全衛生規則第14条）

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- (2) 作業環境の維持に関すること
- (3) 作業の管理に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
- (5) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- (6) 衛生教育に関すること
- (7) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置に関すること

4 産業医の定期巡視及び権限の付与（労働安全衛生規則第15条）

産業医は、専門家として労働者の健康管理等に当たることから、必要な権限

を産業医に与えることを義務付けているものです。

また、事業者は、産業医から労働者の健康管理について勧告を受けた場合には、これを尊重しなければならないとされています。（労働安全衛生法第13条）

（産業医に準ずる医師の活用）

第11条 常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、事業者は、地域産業保健センター事業を利用する等により、必要な医学の知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるように努めなければならない。

解説：

1 産業医を選任すべき事業場以外の健康確保（労働安全衛生規則第15条の2）

産業医の選任の義務のない、常時50人未満の労働者を使用する事業場においても労働者の健康の確保が図られるべきであることから、事業者に対し、必要な医学の知識を有する医師等に労働者の健康管理を行わせる努力義務を課したものです。

2 地域産業保健センターの利用（労働安全衛生規則第15条の2）

しかしながら、小規模の事業場にあっては、医師の選任に当たって困難が予想されることから、労働基準監督署管轄範囲ごとに設けられた地域産業保健センターの利用を促しているものです。

（作業主任者）

第12条 事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、法令で定めるところにより作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮等の事項を行なわせなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生法施行令第6条）

作業主任者を選任すべき作業は、労働災害を防止するために、主に作業や設備の危険又は有害性に着目した作業指揮、設備管理が必要な作業です。

2 作業主任者の資格要件（安全衛生法第14条）

(1) 都道府県労働局長の免許を受けたもの

(2) 都道府県労働局長もしくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者

3 作業主任者を選任すべき作業

産業廃棄物処理業における作業主任者の選任が必要な主な業務は次の通りです。